

令和5年7月末日

自動車前席ガラスへのフィルム施工に関する見解

日本自動車用フィルム施工協会

2023年1月13日に国土交通省自動車局整備課整備事業班長名で出された事務連絡「指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について」の内容を受けて、2023年3月に当協会が配布した「国交省通達文書の読み方ガイド」には関係各所や多数メディアに掲載され一定の評価も頂き、その後さらなる内容確認を国土交通省自動車局整備課含む関係者と面談を行った上で、現在の当協会の見解を申し上げます。

1. 対応について

自動車前席ガラス（フロント | 運転助手席）へのフィルム施工に関しては、フィルム貼付け後の可視光線透過率は、可視光線透過率測定器を用いて測定を行います。

2. 測定の根拠について

自動車前席ガラス（フロント | 運転助手席）へのフィルム施工に至っては、道路運送車両法保安基準第29条の細目告示<第2節>第117条での運用が必要である旨を示されたことから、フィルムを貼付しているガラスは全て計測する必要がある。

3. 今後の対応について

上記の事から、日本自動車用フィルム施工協会としては、自動車前席ガラス（フロント | 運転助手席）に透明遮熱フィルムをはじめ施工後測定数値が可視光線透過率70%を超える多くのフィルムを施工することは可能と判断し、正しい知識の下、フィルム施工の普及に努め、今後は関係各所ともさらなる連携を深め、そして現在の法律運用の中で幾つかの課題を協議追求し、可能な部分は改善を目指し、フィルムの持つ省エネ性、快適性、安全性の向上を訴求し、より柔軟で開かれたカーフィルム市場の拡大に向け活動を行う。

以上